令和８年度／No.2　　上石神井中学校 保護者と教師の会

学 年 委 員 全 体 会 だ よ り

発行責任者 ： 会長 山上玲奈
開催日 ： 令和８年11月７日(土) 10:00～11:30
出席者 ： 上石神井中学校３階会議室 ： 22名

校長　蓮池 和彦

『ごあいさつ』

本日はお忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。

「節目、節目を大切に」という詞を以前生徒たちに話したことがあります。

今年度、台風が発生する数が例年に比べ多く、不安定な天候が続き、明確な季節の節目を感じにくくなってきましたが保護者の皆様はいかがお過ごしでしょうか。

令和８年度が始まってから半年が過ぎ、早くも11月。

学校生活の中での生徒たちは、しっかりと節目をとらえ成長している姿が随所に見られています。

生徒会役員選挙を経た、新たな役員と委員会組織。

実行委員会を中心として築き上げた、文化発表会・1年生校外学習。(2年生も現在準備中)。

いよいよ本格的になってきた 3 年生の進路選択に向けた活動。

生徒たちの輝かしい活躍の裏には、それを支えてくださるご家庭のお力があってこその賜物と感じております。

令和 8 年度の後半の半年間も、引き続き生徒たちがますます輝けるよう、お力添えをいただけたら幸いです。

私たち教職員も、子どもたちが安心して生活できるよう取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

会長　山上 玲奈

『当たり前は、誰かの支えの上に』

みなさま、いつも保教の会の活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

子どもたちが毎日安心して学校生活を送り、様々な経験を重ねていけること。その日常の背景には、先生方をはじめ、保護者や地域の方々など、多くの方の支えがあります。普段は当たり前に感じていることも、実は誰かの思いや協力によって成り立っているのだと思います。

11月は児童虐待防止推進月間です。昨年のおたよりでもご紹介したオレンジリボンの活動は、今年も中学生福祉同好会の生徒や有志によって続けられています。地域の小さな子どもたちに思いを寄せ、自分たちにできることを形にする。そんな中学生の姿からも、誰かを思い、行動することが人と人とのつながりを育んでいくのだと感じます。

第１回のおたよりでは、学校と家庭が思いを寄せ合い、子どもたちを見守るつながりについてお伝えしました。今年度、私たちは「手を取り合い　未来へつなぐ　保護者と学校のパートナーシップ」というスローガンを掲げています。

経済の言葉に「フリーライダー(ただ乗り)」という概念があります。自分は負担や協力をせず、誰かが整えてくれた恩恵や利便性だけを受け取る状態を指します。こうした考え方は、私たちの身近な活動においても、少し立ち止まって考えてみる必要があるのではないでしょうか。

私たちが目指すパートナーシップは、特定の誰かに頼るのではなく、一人ひとりが当事者として、それぞれの立場で役割や責任をわかち合える関係です。時代とともに変わるライフスタイルに合わせ、保教の会も少しずつ形を変えながら、これからも子どもたちを支えるつながりを育んでいきたいと思います。

大人が互いに支え合い、共に歩む姿を子どもたちに伝えながら、後半期も活動を進めてまいります。引き続き、みなさまのお力添えをよろしくお願いいたします。

副校長　　渡邊　あづさ

『文化発表会の感動と、舞台裏の熱い挑戦』

先日、開催いたしました「文化発表会」では、保護者の皆様にご来校いただき、心より感謝申し上げます。仲間と協力し、懸命に準備や練習を重ねてきた子どもたちの晴れ舞台は、本当に見事でした。心を一つにした素晴らしい歌声やパフォーマンスに、私たち教職員も大きな感動をもらいました。

また、今年度は子どもたちに負けまいと、私たち教職員も「職員合唱」としてステージに立たせていただきました。皆様、いかがでしたでしょうか。子どもたちの手本となるべく、実は生徒下校後に音楽室や体育館、時に理科室に集まり、秘密の猛特訓を重ねてまいりました。予定は２回でしたが、「もう1回空いている人だけで集まろう」、練習が終わって解散の合図がでても「もう1回！」と ５ 回は繰り返し、最後は「昭和と令和の歌い方が違う！？」といった思いがけないハプニングを乗り越え、本番は(教職員のなかでは)過去最高のハーモニーをお届けできたのではないかと自負しております。温かい手拍子と大きな拍手で盛り上げていただき、ステージ上の教職員一同、ホッと胸をなでおろすと同時に、最高の思い出をいただきました。こうした行事を無事に、そして温かい空気の中で終えることができましたのも、多大なるご協力をいただいた皆様のおかげです。

これからは少しずつ冬の足音が聞こえてまいります。今後とも学校と家庭がしっかりと手を取り合い、子どもたちの成長を支えてまいりたいと存じます。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

【活動報告】

■ 育成委員会

6/7(日)	[文]アートマーケット [福祉同好会チョボラ]
7/9(木)	[青]第２回中学生福祉同好会
7/21(火)～ 7/31(金)	[青]保育園実習
8/21(金)	[全]上石神井地区祭(夏祭り)前日準備
8/22(土)	[全]上石神井地区祭(夏祭り)当日手伝い
8/23(日)	[全]上石神井地区祭(夏祭り)後片付け
10/13(火)	[青]第３回中学生福祉同好会
10/24(土)	[レ]ぷち運動会[福祉同好会チョボラ]
11/1(日)	[レ]やきいも交流会[福祉同好会チョボラ]
11/7(土)	第２回全体会
毎月８日	[環]地域パトロール
―――― 以下 予定 ――――	
12/14(月)	[青]第４回中学生福祉同好会
2/5(金)	第３回全体会

※中学生福祉同好会の生徒たちは、チョボラ(ちょっとボランティア)活動として、文化部・環境部・レクリエーション部・全体事業へ参加を予定

以下敬称略(代表委員会が参加した場合も同)
[青]:青年活動部　　[文]:文化部
[環]:環境部　　[レ]:レクリエーション部
[全]:全体事業

■ 広報委員会

5/30(土)	運動会にて写真撮影
6/1(月)	練馬区施設課へアンケート送付
6/19(金)	先生方アンケート依頼
6/28(日)	第３回広報委員会
7/3(金)	練馬区施設課の取材
7/7(火)	学年団、講師の先生方個人写真撮影、 校内写真撮影
7/9(木)	学年団、講師の先生方写真撮影
7/11(土)	MSUR の先生方撮影
7/13(月)	講師の先生方撮影
7/15(水)	校舎内撮影、先生方アンケート集計開始
夏休み	アンケート集計、写真精査、 各ページ原稿作り
9/3(木)	写真掲載可否の先生による確認終了
9/27(日)	第４回広報委員会
10/13(火)	学年団写真撮り直し
10/18(日)	第５回広報委員会
10/21(水)	先生方、練馬区施設課に原稿チェック依頼
10/27(火)	広報委員による校正完了

10/28(水)　原稿完成、入稿
11/5(木)　配布作業
11/7(土)　第２回全体会
―――― 以下 予定 ――――
2/5(金)　第３回全体会

■ イベント委員会
5/30(土)　運動会運営補佐
11/7(土)　第２回全体会
―――― 以下 予定 ――――
2/5(金)　第３回全体会

■ 代表委員会
【代表委員全体】
5/30(土)　上石神井中学校運動会手伝い
6/5(金)　第１回ひまわり110番連絡協議会
[中Ｐ連]さんだる相談会チラシ配布作業手伝い
6/27(土)　上石神井中学校避難拠点運営連絡会総会
7/12(日)　[中Ｐ連]さんだる相談会手伝い
8/21(金)　上石神井地区祭(夏祭り)前日準備
8/22(土)　上石神井地区祭(夏祭り)当日手伝い
8/23(日)　上石神井地区祭(夏祭り)後片付け
9/12(土)　上石神井中学校避難拠点運営連絡会震災総合訓練
10/24(土)　上石神井中学校避難拠点運営連絡会ソーラーバッテリー取り扱い訓練
10/25(日)　第２回代表委員会ミーティング
11/7(土)　第２回全体会
―――― 以下 予定 ――――
11/25(水)　上石神井中学校避難拠点運営連絡会上中１年生防災教室
2/5(金)　第３回全体会
※[中Ｐ連]：練馬区立中学校PTA連合協議会
【育成地区委員会への参加［会長/副(校外)］】
6/7(日)　[文]アートマーケット
6/20(土)　[青]OB会
7/9(木)　[青]第２回中学生福祉同好会
7/18(土)　[青]OB会
7/21(火)～7/31(金)　[青]保育園実習付き添い
8/15(土)　[青]OB会
9/6(日)　[環]こども地域清掃
9/19(土)　[青]OB会
10/13(火)　[青]第３回中学生福祉同好会
10/17(土)　[青]OB会
10/23(金)　[全]委員研修・表彰式
10/24(土)　[レ]ぷち運動会
11/1(日)　[青]やきいも会(飯能河原)
毎月８日　[環]地域パトロール
―――― 以下 予定 ――――
11/21(土)　[青]OB会
12/2(水)　[全]委員研修
12/13(日)　[全]ウィンターコンサート
12/14(月)　[青]第４回中学生福祉同好会
12/19(土)　[青]OB会
12/20(日)　[青]こども遊び会
1/10(日)　[全]もちつき大会
【会長】
5/30(土)　上石神井中学校運動会　出席
5/31(日)　練馬区一斉清掃　参加
6/5(金)　[中Ｐ連]さんだる相談会チラシ配布作業
6/11(木)　第４回地区祭実行委員会　出席
6/15(月)　第１回上石神井子育て地域懇談会　出席
7/3(金)　広報委員会　練馬区施設課取材　同行
7/7(火)　第１回上石神井中学校学校評議員会出席
7/10(金)　[中Ｐ連]第１回会長会　出席
7/11(土)　上石神井中学校避難拠点運営連絡会役員会・総会　出席
7/12(日)　[中Ｐ連]さんだる相談会　出席
7/16(木)　第５回地区祭実行委員会　出席
7/23(木)　[中Ｐ連]青少年団体情報交換会　出席
7/31(金)　[中Ｐ連]予算委員会　会派訪問
8/13(木)　第６回地区祭実行委員会　出席
8/20(木)　[中Ｐ連]予算懇談会　出席
本部役員会　出席
8/26(水)　練馬区青少年委員会石神井西地区合同地域懇談会　出席
※校長副校長も出席
※青少年委員会主催(育成ではありません)
9/4(金)　第２回ひまわり110番連絡協議会　出席
9/23(水)　[中Ｐ連]第２回会長会　出席
9/24(木)　第７回地区祭実行委員会　出席
10/7(水)　上石神井中学校文化発表会　出席
10/10(土)　上石神井小学校スポーツフェスティバル出席
10/13(火)　[中Ｐ連]設立70周年式典・懇親会　出席
10/30(金)　[中Ｐ連]設立70周年式典お礼状配布作業　出席
―――― 以下 予定 ――――
11/16(月)　[中Ｐ連]臨時予算懇談会
※練馬区長同席
11/17(火)　上石神井南地域集会所利用者懇談会
11/26(木)　もちつき実行委員会
11/29(日)　練馬区一斉清掃

12/3(木)　第２回上石神井中学校学校評議員会
12/26(土)　[中Ｐ連]4 区会(中野区・杉並区・板橋区・練馬区)情報交換会・懇親会

【副会長(校内)】
6/9(火)　会費集金手伝い
6/12(金)　入会届再配布
7/21(火)　会員名簿確認・更新作業
―――― **以下 予定** ――――
各種配付文書の作成・準備等

【副会長(校外)】
6/9(火)　会費集金手伝い
6/11(木)　第４回地区祭実行委員会　出席
6/28(日)　第３回広報委員会　出席
7/16(木)　第５回地区祭実行委員会　出席
8/13(木)　第６回地区祭実行委員会　出席
9/4(金)　第２回ひまわり110番連絡協議会　出席
9/24(木)　第７回地区祭実行委員会　出席
9/27(日)　第４回広報委員会　出席
―――― **以下 予定** ――――
育成地区委員会への参加

【庶務】
6/9(火)　会費集金手伝い
6/10(水)　第１回学年委員全体会だより発行
―――― **以下 予定** ――――
各種配付文書の作成・発行、全体会準備

【会計】
5/30(土)　標準服をゆずる会(回収)
6/9(火)　会費集金
11/7(土)　前期会計報告

■会計監査委員会
6/9(火)　会費集金手伝い

《標準服をゆずる会》
5/30(土)　回収日(会計担当)
9/12(土)　譲渡日(代表委員・会計監査委員)
―――― **以下 予定** ――――
1/9(土)　回収日
2/5(金)　譲渡日(新入生向け)

切手・ベルマーク収集のお願い

職員室前に収集ボックスを設置していますので、ご家庭にある使用済み切手・ベルマークをお持ちください。
福祉同好会で整理をし、福祉事業に役立てています。



【連絡事項】

■広報委員会より

広報誌『ふれあい』が発行・配布されました。同誌における教員・生徒の写真に関する個人情報保護の工夫などについてもお話しいただきました。

■会計より

後日 Sigfy にて、前期会計報告書を全家庭宛に配信いたします。

■会長より

練馬区立中学校 PTA 連合協議会・教育予算委員会より『令和9年度に向けた教育予算要望』を提出いたしました。

その後、現場と保護者の声、教育委員会との温度差を埋めるため、練馬区議会議員のご提案により、区長と直接話し合う機会を設けることとなりました。

■認知症サポーター養成講座

包括支援センターの方による、認知症サポーターの講習会が開かれました。ご興味のある方は、地域包括支援センターまたは、練馬区高齢者支援課在宅介護支援係までお問合せください。

【協議/検討事項】

下記２議案について、提案いたしました。

(1)新体制への移行について･･･資料１参照

【結果】

本議案につきましては、会則第9章に基づき審議され、学年委員全体会にて過半数の承認を得て可決されましたので、書面にて臨時全体会を開催し臨時総会の議題として提出いたします。

(2)細則・慶弔規定見直しについて･･･資料２参照

【結果】

本議題につきましては、会則第9章に基づき審議され、学年委員全体会にて過半数の承認を得て可決されましたので、会則第13章に基づきご報告いたします。

【今後の全体会予定】

日程	時間	場所
2/5(金)	9:30～	3F 会議室

資料１

保教の会　新体制への移行について

１.新体制への移行に伴う変更点

①　常設委員会による運営の終了

これまで設置していた育成委員会・広報委員会・イベント委員会などの常設委員会については、来年度から設置せず、委員会ごとに役割を割り当てて活動する運営方式を終了します。

これに伴い、各委員会が担ってきた活動についても、これまでの形をそのまま引き継ぐのではなく、今後の必要性や実施方法を検討しながら、取り組み方を見直していきます。

②　代表委員会を中心とした運営

今後は、代表委員会を中心に、保教の会の運営や学校・地域との連携に必要な活動を進めていきます。これまでの定期的な全体会など、会議のあり方についても見直し、必要な情報共有や話し合いを行いながら、よりシンプルで継続しやすい運営を目指します。

なお、総会などの意思決定の場については、会則との整合性を踏まえて整理します。

2.保教の会を存続させる理由

常設委員会による運営を終了するのであれば、保教の会そのものもなくしてよいのではないか、という考え方もあるかもしれません。しかし、委員会という仕組みを見直すことと、保教の会そのものをなくすことは同じではありません。

保教の会には、これまで築いてきた学校や地域とのつながりを維持し、保護者の立場から子どもたちの学校生活や教育環境を支えていく役割があります。主な理由は、次の３点です。

①　保護者の声を学校や関係機関に届けるため

子どもたちが学校生活をおくる中では、さまざまな課題や問題が生じることがあります。そうしたとき、保護者同士が情報や考えを共有し、必要に応じて学校や関係機関と話し合う場があることは、子どもたちを取り巻く環境をよりよくしていくうえで大切です。

保教の会は、保護者の立場から意見を届け、学校と家庭がともに子どもたちを支えていくためのつながりを担っています。

②　地域の活動や防災への協力を続けるため

子どもたちの成長を支えるためには、学校や家庭だけでなく、地域とのつながりも欠かせません。これまで保教の会が関わってきた地域の育成活動や、学校を拠点とした避難拠点の運営への協力なども、大切な役割の一つです。

今後も学校や地域の関係者と協力しながら、子どもたちの安全を支える活動や、災害時に地域で助け合うためのつながりを大切にしていきたいと考えています。

③ 他校や行政とのつながりを維持するため

練馬区立中学校 PTA 連合協議会（中 P 連）を通じて、他校の取り組みや教育に関する情報を共有し、教育環境の改善について行政に意見を届ける機会があります。

こうしたつながりを維持することは、自校だけでは得られない情報や考え方に触れ、子どもたちを取り巻く教育環境について考えていくうえでも大切です。

保教の会を存続させることは、単にこれまでの組織を残すためではなく、学校や地域とのつながりを今後も生かしていくためだと考えています。

3. これからの保教の会のあり方

これからの保教の会は、決められた活動をこなすために役割を割り当てる組織から、子どもたちのために必要な活動を考え、学校や地域と協力しながら取り組んでいく組織へと変わっていきます。

これまで、会長や校外担当副会長を中心に担ってきた地域活動などについても、代表委員会全体で情報を共有し、チームとして協力しながら進めていく体制を目指します。

すべての活動をこれまでと同じ形で続けるのではなく、今、本当に必要なことは何かを考えながら、活動のあり方を見直していきます。

また、各家庭に一律に役割を割り当てるのではなく、それぞれの状況や関わり方を尊重しながら、必要な活動に協力して取り組める形を目指します。

保教の会が大切にしてきた学校・家庭・地域のつながりを、これからの時代に合った形で次の世代へ引き継いでいくためです。

以上の考え方をもとに、新体制への移行について皆様と共有し、今後の運営のあり方を検討していきたいと考えています。

資料２

保教の会 細則･慶弔規定見直し資料

１.委員選出

(１)現行細則

第１章 委員経験者の権利

第１条 委員を務めた会員は、自己申告をもって該当生徒が在学中に限り、くじの対象より免除されるものとする。

第２条 以下の条件を満たす場合、代表委員会の判断により免除対象とする。

活動参加率基準:委員期間中において、学年委員全体会及び委員会会合に年間半分以上出席していること。または主要行事(例:運動会、文化発表会、地域イベント等)において活動実績があること。

役割遂行:委員会の運営において、以下のいずれかの業務を適切に遂行し、運営に関与した実績があること。

(１) 会議の進行･記録作成･連絡業務等の役割を果たしたこと。

(2) 広報物の作成、イベント準備･運営等の業務を担当したこと。

(3) 育成活動や地域行事への協力をしたこと(例:地域の見守り活動、育成事業、地域イベントでの支援等)。

(4) 事前に資料確認をし、意見交換や他の委員との連携、作業分担への協力等を通じて積極的に関与していると認められる場合は、活動実績として認める。

3.委員会の中心的な役割担当:委員長、副委員長、学年代表、または代表委員等の役職を務めた場合。

第３条 本章で定める条件を満たした場合、免除対象とする。ただし、条件を満たしていても立候補を妨げるものではない。

(２)細則改正案

第１章 委員経験者の権利

第１条(代表委員会の活動経験による免除)

代表委員会の活動を担った会員は、自己申告をもって、当該活動を担った際に在学していた生徒が在学している期間に限り、くじの対象から免除することができる。

第２条(活動実績の判断基準)

前条の免除は、代表委員会における活動実績を踏まえ、次の各号を基準として判断する。

(１)代表委員会の会議や担当する活動への参加状況

(２)担当する役割や業務の遂行状況

（3）会議の準備、資料確認、連絡、意見交換、他の会員との協力など、運営への関与状況

（4）その他、代表委員会の運営に貢献したと認められる活動実績

２ 免除の判断にあたっては、役職名や在籍期間だけでなく、実際の活動状況を確認する。

第３条（地域活動との役割の重複による免除）

地域活動を継続的に担っている会員については、自己申告に基づき、保教の会の活動との役割の重複状況を確認し、免除の対象とすることができる。

２ 免除の対象とするにあたっては、代表委員会が、地域活動の内容や本人が担っている役割、保教の会の活動との重複状況を確認する。

第４条（立候補の尊重）

本章に基づく免除は、会員が自ら立候補することを妨げるものではない。

（3）現行規定と改正案の比較・改正理由

項目	現行規定・考え方	改正案	改正理由
第１条：免除の対象と期間	委員を務めた会員は、自己申告により、該当生徒が在学中であれば、くじの対象から免除されるとしている。	代表委員会の活動を担った会員を対象とし、活動を担った際に在学していた生徒の在学期間に限り、免除できるものとする。	今後の活動体制に合わせて免除の対象と期間を明確にし、きょうだいの在学だけを理由に免除期間が延長されることを避けるため。
第２条：活動実績の判断基準	年間半分以上の出席、主要行事での活動実績、業務遂行、中心的な役職などを基準としている。	会議や担当活動への参加状況、役割の遂行状況、準備・連絡・資料確認・意見交換など、運営への関与状況を踏まえて判断する。	出席回数や役職名だけでは捉えられない活動も含め、実際に担った役割を踏まえて判断するため。
地域活動への協力	委員会活動の実績の一つとして、育成活動や地域行事への協力を挙げている。	第３条を新設し、継続的な地域活動と保教の会の活動との役割の重複状況を確認し、免除対象とすることができる。代表委員会が活動内容や本人の役割、重複状況を確認する。	団体への所属だけで一律に扱うのではなく、実際の役割や活動の重複状況を踏まえて免除を検討できるようにするため。
立候補の尊重	条件を満たした場合に免除対象とする一方、立候補を妨げないとしている。	第４条として独立させ、免除は会員が自ら立候補することを妨げないとする。	免除の扱いと、会員が自ら立候補する権利を分けて明確にするため。

（4）改正後の運用の基本的な考え方

今回の改正では、免除の判断を単純な出席回数や役職名だけで決めるのではなく、実際に担った活動を踏まえて判断することを基本とします。

会議への出席だけでなく、事前の資料確認、連絡、担当業務の準備、他の会員との意見交換や作業分担など、活動の形はさまざまです。こうした活動も含めて、実際の関与状況を確認します。

また、地域活動についても、団体への所属だけで一律に免除するものではありません。本人が担っている役割や保教の会の活動との重複状況について代表委員会が確認し、その実態を踏まえて免除の対象とします。具体的な活動例や確認方法は、運営委員向けの手引きで整理します。

2. 慶弔規定

(1) 現行規定

【慶弔規定】

練馬区立上石神井中学校の生徒及び生徒の父母と、会員（ただし、教員の配偶者と、その血族の一親等、及び、同居の一親等を含む）に対する慶弔は原則として次のように定め、慶弔費より支出する。（返礼はしないこと）

1. 死去したときは、香料金 5,000 円を贈る。

2. その他、特別な場合については、必要により代表委員会で協議する。

(2) 改正案

【弔慰金規定】

第１条（支給対象）

本会は、次の各号に定める者が死亡した場合、その遺族を代表する者に対し、弔慰金として 5,000 円を支給することができる。

(1) 本校に在籍する生徒

(2) 本校に在籍する生徒の父母

(3) 本校に在籍する生徒と同居し、当該生徒の父母に代わり、当該生徒の養育を担っていた者

(4) 本校に勤務する校長、副校長又は教員

(5) 前号に定める者の配偶者又は一親等以内の直系血族

第２条（その他の弔慰）

本会は、前条に定める者以外であっても、学校や地域において、本会との関わりが深く、弔慰を表すことが適当と認められる者が死亡した場合、その遺族を代表する者に対し、代表委員会の決議により、弔慰金を支給することができる。

第３条

本会は、弔慰金に対する返礼は受け取らないものとする。

(3) 見直しの理由・目的

- 現行の慶弔規定では、誰が亡くなった場合に、誰に支給するのかが分かりにくく、文法上も不明確な部分がある。
- 「慶弔規定」となっているものの、結婚・出産などの「慶」にあたる支出については定めがなく、規定の名称と内容が一致していない。
- 支給の必要性や判断基準が明確でない場合にも、必要に応じて代表委員会で判断し、会として対応できる仕組みを整えたい。また、会長個人の負担で対応することをできる限り避けたい。

(4) 現行規定と改正案の比較

項目	現行規定	改正案
規定の名称	慶弔規定	弔慰金規定
支給対象・支給先	対象者や支給先が分かりにくい	対象者と遺族への支給を明記
その他のケース	「特別な場合」とのみ規定	代表委員会の決議により支給を判断
支出の考え方	判断基準が不明確	会として対応できる仕組みを整える

お気付きの点や質問などがありましたら、お気軽にご連絡ください。

[代表委員会との連絡メールアドレス]

kamichuu.pta@gmail.com